

広島県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成二十七年二月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
病 院	三宅整形外科病院	福山市東町一丁目2-5	平成27年2月17日
老人ホーム	風の街みやびら特別養護老人ホーム	庄原市東城町川西1332番地5	平成27年2月17日
老人ホーム	おうぎの里	東広島市志和町志和東1201-1	平成27年2月17日
老人ホーム	シニアマンション造賀	東広島市高屋町造賀734番地1	平成27年2月17日
老人ホーム	特別養護老人ホームまごころ半明原	廿日市市原字半明原481番地1	平成27年2月17日
老人ホーム	ケアハウスまごころ半明原	廿日市市原字半明原481番地1	平成27年2月17日